

丹波市多文化共生推進基本方針(案)へのパブリックコメント(意見公募)要領

1 意見をもらいたいテーマ

丹波市多文化共生推進基本方針(案) ※やさしい日本語版含む

2 パブリックコメント(=みんなの意見を集めること)をすることの目的

丹波市において外国人市民が増えています。2014年3月31日の時には641人の外国籍の市民がいましたが、2024年3月31日の時は1,276人になり、10年間で約2倍に増えています。外国人市民が増えていることや定住化が進んでいることで、地域、学校、職場など色々な場所で困りごとが出てきています。そのため、外国人市民を少しの間だけ住んでいる人ではなく、同じ地域の「生活者」として考えることが必要です。

このような中、色々な文化や多様性(=ある集団の中に色々な年齢、性別、国籍などを持つ人がともにいること)を認め合いながら、同じ地域に住んでいる人としてお互いを大切にし、誰もが安心して暮らすことができるよう、また、外国人市民が地域社会(=同じ地域に住む人たちの集まりや活動のこと)に参画(=物事の計画の時から参加すること)し、活躍できる多文化共生社会をつくるため、「丹波市多文化共生推進基本方針」をつくりまします。

この基本方針案について、市民の皆さんから広く意見を集めます。

3 意見を集める期間

2024年10月30日(水曜日)～2024年12月2日(月曜日)午後5時まで(必着)

なお、意見を出す時は、2024年12月2日(月曜日)午後5時までに意見箱などに出してください

4 意見を出すことができる人

- 丹波市に住所がある人
- 丹波市に事務所または事業所がある人と法人、その他の団体
- 丹波市にある事務所、事業所で働いている人。または丹波市にある学校に行っている人
- 丹波市ふるさと住民登録制度実施要綱(平成30年丹波市告示第186号)の規定により登録された人
- 意見などをもらう事項に関して、利害関係がある人

5 丹波市多文化共生推進基本方針(案)などを見ることができる場所

- 市ホームページ
- まちづくり部人権啓発センター(氷上住民センター別館の中にあります)

(3) 各支所

(4) 各住民センター、ライフピアいちじま、市民プラザ（丹波ゆめタウン2階）

(5) 丹波市国際交流協会

6 意見を出す方法

「意見票」に名前・住所・電話番号、意見・提案、結果を公表してよいかどうかを書いて、次のどれかの方法で出してください。

(1) 意見票を持っていく場合：丹波市多文化共生推進基本方針(案)などを見ることができる場所に置いている意見箱に意見票を出してください。

(2) 郵送する場合：〒669-3692 丹波市氷上町成松字甲賀1番地

丹波市まちづくり部人権啓発センター人権推進係宛に出してください。

(3) ファックス番号：0795-82-4370（電話での意見は受け付けません）

(4) 電子メール：jinken@city.tamba.lg.jp

(5) ホームページ：右の二次元コードから回答できます。



7 意見の公表（＝広くみんなに知らせること）など

(1) 意見・提案への市の考え方を、市ホームページで公表します。（公表を希望されない場合は公表しません。）

(2) 意見・提案に対し、個別の回答は行いません。

(3) 集めた意見の結果を公表する時は、意見以外の内容（名前、住所など）は公表しません。（丹波市パブリックコメント手続実施要綱によりしっかりと管理します。）

8 詳しい話を聞くところ

丹波市まちづくり部人権啓発センター人権推進係 電話：0795-82-0242